

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000002891
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	足柄下郡真鶴町岩字口開			[余白]	
①地番	②地目	③地積	町反数	原因及びその日付〔登記の日付〕	
812番1	山林	㊦	7307	[余白]	
[余白]	[余白]		6783	③812番1、5に分筆 〔昭和38年10月30日〕	
[余白]	[余白]		6333	③812番1、6に分筆 〔昭和43年12月5日〕	
[余白]	[余白]		5910	③812番1、7に分筆 〔昭和48年11月22日〕	
[余白]	[余白]		5501	③812番1、8に分筆 〔昭和49年2月19日〕	
[余白]	[余白]		2806	③812番1、同番9に分筆 〔平成6年6月2日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年6月10日 第14546号	原因 平成3年7月31日相続 所有者 足柄下郡真鶴町岩812番地 並木吉野 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	平成25年8月22日 第47031号	原因 平成25年7月3日相続 所有者 東京都板橋区向原一丁目13番4号 白田幸子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

平成30年9月4日

東京法務局練馬出張所

登記官

千葉 昭



表題部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000002894
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	足柄下郡真鶴町岩字口開			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
812番4	宅地	93 81		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年6月10日 第14546号	原因 平成3年7月31日相続 所有者 足柄下郡真鶴町岩812番地 並木吉野 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	平成25年8月22日 第47031号	原因 平成25年7月3日相続 所有者 東京都板橋区向原一丁目13番4号 白田幸子

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(横浜地方務局西湘二宮支局管轄)

平成30年9月4日

東京法務局練馬出張所

登記官

千葉 昭



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000002898
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	足柄下郡真鶴町岩字口開			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
812番8	山林	408		812番1から分筆 〔昭和49年2月19日〕	
[余白]	宅地	408 54		②③昭和50年2月8日地目変更 〔昭和50年5月23日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年6月10日 第14546号	原因 平成3年7月31日相続 所有者 足柄下郡真鶴町岩812番地 並木吉野 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	平成25年8月22日 第47031号	原因 平成25年7月3日相続 所有者 東京都板橋区向原一丁目13番4号 白田幸子

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(横浜地方務局西湘二宮支局管轄)

平成30年9月4日

東京法務局練馬出張所

登記官

千葉 昭



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000006740
所在図番号	余白				
所在	足柄下郡真鶴町岩字口開 812番地8			余白	
家屋番号	812番8			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階	63.35	2階	26.49
				昭和50年2月8日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和50年3月18日 第3996号	所有者 足柄下郡真鶴町岩812番地 並木吉野 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	平成25年8月22日 第47031号	原因 平成25年7月3日相続 所有者 東京都板橋区向原一丁目13番4号 白田幸子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方方法務局西湘二宮支局管轄)

平成30年9月4日

東京法務局練馬出張所

登記官

千葉 昭

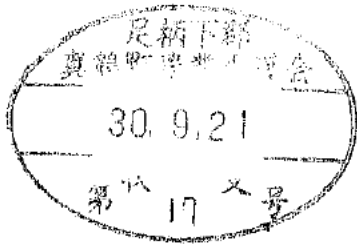


2018/07/06 15:01 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000002893
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	足柄下郡真鶴町岩字口開			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
812番3	畑	4882:		[余白]	
[余白]	[余白]	1828:		③812番3、同番10に分筆 〔平成6年6月2日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月26日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年6月10日 第14546号	原因 平成3年7月31日相続 所有者 足柄下郡真鶴町岩812番地 並 木 吉 野 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	平成25年8月22日 第47031号	原因 平成25年7月3日相続 所有者 東京都板橋区向原一丁目13番4号 白 田 幸 子

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



非農地証明願

平成30年9月21日

真鶴町農業委員会会長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の土地について、農地法第2条第1項に定める「農地」及び「採草放牧地」のいずれにも該当しないことを証明願います。

記

(土地の表示)

所在	地番	登記目	面積 (㎡)
長柄下郡真鶴町岩字日開	812番3	水田	1828

(添付書類)

- 1 登記事項証明書 (全部事項証明書)
- 2 公図の写し
- 3 位置図
- 4 現況写真
- 5 経過書
- 6 転用事実を客観的に示す書類等 (運用指針第3の2に該当する場合)

真農委第 17 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日

真鶴町農業委員会会長

横山 公



平成 30 年 10 月 26 日

株式会社 シンセイハウジング
増田 様

お世話になります。平成 30 年 9 月 21 日付けの真鶴町岩字口開 812 番 3 の臼田様の「非農地証明願」について許可になりましたので送付いたします。よろしくお願いたします。

真鶴町農業委員会
事務局 高橋
TEL 0465-68-1131 内線 331
FAX 0465-68-5119
E-Mail
san_sangyou@town.manazuru.kanagawa.jp
〒259-0202
神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244-1